

(別記様式第4号)

集落協定

和泊町 えらぶ漁業集落

認定：令和7年4月1日

第1 本協定の趣旨

本集落協定者は、以下の海域を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組、漁業の再生に関する実践的な取組及び新規就業者の確保等を実施することにより、地域漁業の活性化を図るとともに、集落の漁業再生が図られるよう関係者が一致協力して、今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 集落協定における役員及び構成員

(別紙のとおり)

第3 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

第4 対象漁業集落の範囲、海岸線延長及び操業海域

別紙の2のとおり

対象漁業集落の範囲	和泊町周辺の海域
海岸線延長	和泊町内海岸線 31.1 km
操業海域	和泊町周辺の海域

※本表は別紙海図により海域の特定が十分になされていれば、省略することができる。

第5 対象漁業集落の目標

項目	現状	目標
平均漁業所得	1,731,573 円	1,904,730 円
漁業就業者数 (漁業集落世帯員)	23 名	25 名

第6 今後の方向

- 1 これまで主体であった一本釣り、素潜り漁、雑漁業に加え、新たな漁法の導入を行い、これらを組み合わせた漁業の展開を図る。
- 2 各種種苗放流、マチ類保護区における漁業制限、イセエビ、ヤコウガイ等の禁漁期間及び沖永良部島漁業協同組合資源管理協定の順守等により漁業資源の回復に努める。
- 3 鮮度保持技術の普及や流通体制の整備により適地出荷・品質向上を目指すとともに、加工場の活用による高付加価値化を目指す。

第7 離島漁業再生事業交付金のうち漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項（毎年一つ以上実施）

1 取組内容

項目	具体的な取組内容
(1) 漁場の管理・改善	・漁場の害敵生物（サメ等）の駆除 ・藻場の回復，礁池の維持
(2) 産卵場・育成場の整備	人工海藻の導入によるイセエビ，介類等磯根資源の回復を図る。
(3) 簡易浮魚礁の設置，管理	マグロ，サワラ等浮魚類の漁獲向上のための簡易浮魚礁の設置及び維持管理。また，漁具漁法の改善等，操業の効率化に取り組み，漁獲物の安定出荷を確立する。
(4) 漁場監視	禁漁期間及び禁漁区の順守，マチ類保護区の漁場監視。イセエビ，ヤコウガイ，シラヒゲウニ等の密漁監視。

2 年次計画

	1年目 (R7年)	2年目 (R8年)	3年目 (R9年)	4年目 (R10年)	5年目 (R11年)
(1) 漁場の管理・改善	○	○	○	○	○
(2) 産卵場・育成場の整備	○	○	○	○	○
(3) 簡易浮魚礁の設置，管理	○	○	○	○	○
(4) 漁場監視	○	○	○	○	○

第8 離島漁業再生事業交付金のうち漁業の再生に関する実践的な取組に関する事項（毎年一つ以上実施）

1 取組内容

項目	具体的な取組内容
(1) 新たな漁具・漁法の導入	先進地視察等を行い漁具及び漁法等の導入を促進することにより，これまで水揚の少なかった魚種の水揚量を増加させる。
(2) 鮮度保持	船上活け締め・脱血に加え，既存の冷却海水装置及びウルトラファインバブルの活用により，水産物の食材としての長寿命化を図る。
(3) 高付加価値化	加工による低未利用魚及び低利用部位の高付加

	価値化・保存技術の向上・商品開発に取り組む。
(4) 販路拡大	海人まつりの開催及び島内外の各種イベントへ参加するとともに、地元ケーブルテレビや各種 SNS 等を活用した広報活動を実施する。 また、消費地における情報収集を行い、販路拡大及び相対取引の増加を図る。
(5) 観光関連産業との連携	(一社) おきのえらぶ島観光協会と連携し、ブルーツーリズム（観光漁業・漁業体験等）を推進する。
(6) 流通体制の改善	鮮度管理に取組み、コンテナ・出荷箱の改良に努め、各種鮮度維持装置の導入により高品質での出荷を行う。
(7) 各種研修会・先進地視察	実需者を招聘した研修会の開催や先進地視察を行うことにより、消費者ニーズの収集やマーケットインの販売手法を学ぶ。鮮度保持研修会の実施。
(8) 伝統漁法の継承	追い込み漁の漁師が高齢化し減少する中で、小学校の体験学習等における技術継承を図る。
(9) 新規漁業者育成	独立して3年未満の新規漁業就業者の定着を図るため、必要なサポートを実施。

2 年次計画

	1年目 (R7年)	2年目 (R8年)	3年目 (R9年)	4年目 (R10年)	5年目 (R11年)
(1) 新たな漁具・漁法の導入	○	○	○	○	○
(2) 鮮度保持	○	○	○	○	○
(3) 高付加価値化	○	○	○	○	○
(4) 販路拡大	○	○	○	○	○
(5) 観光関連産業との連携	—	—	○	○	○
(6) 流通体制の改善	○	○	○	○	○
(7) 各種研修会・先進地視察	○	○	○	○	○
(8) 伝統漁法の継承	○	○	○	○	○
(9) 新規漁業者育成	○	○	○	○	○

第9 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金に関する事項

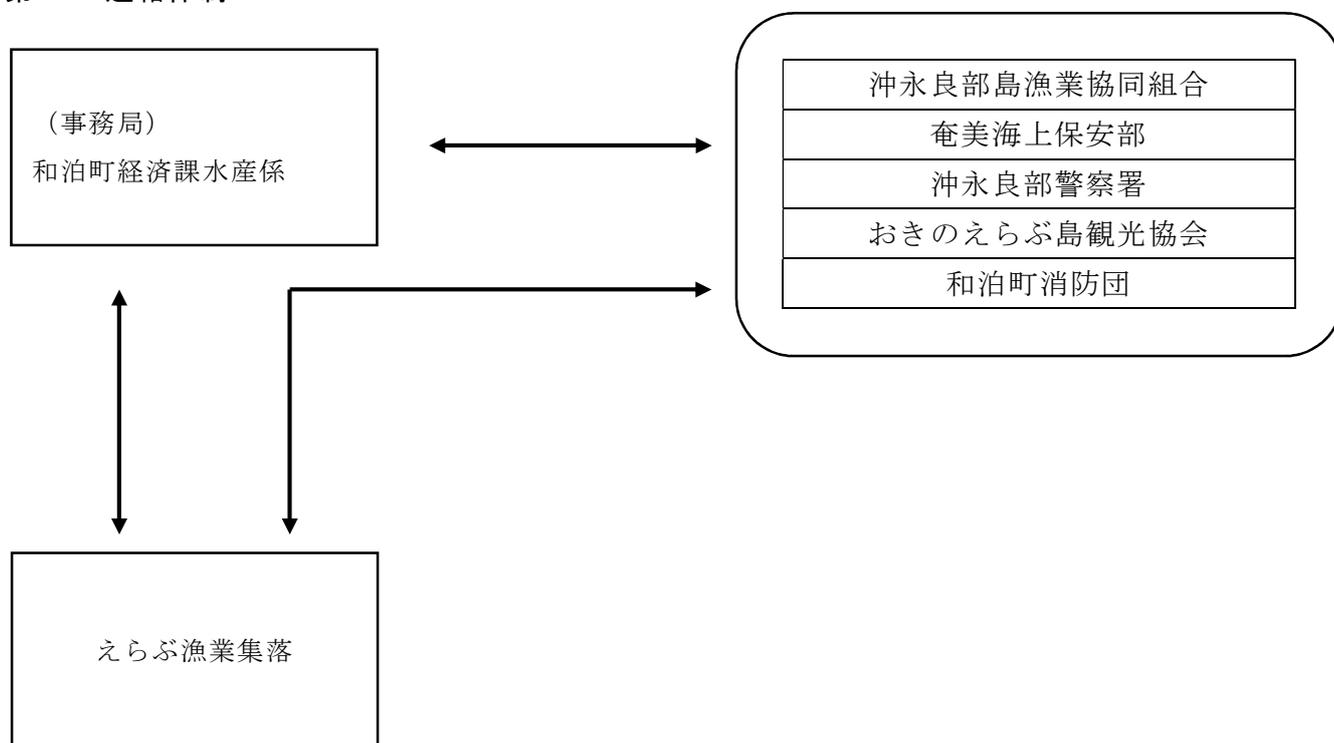
1 新規就業者に対して対象漁業集落が実施する支援内容（2つ以上記載）

- ・えらぶ漁業集落の漁業者は、新規就業者に対して漁業に関する指導を行う。
- ・えらぶ漁業集落の構成員は、新規就業者からの集落内での生活や操業に関する相談等にその都度応じ、集落内への定着を支援する。

2 年次計画

年 度	1年目 (R7年)	2年目 (R8年)	3年目 (R9年)	4年目 (R10年)	5年目 (R11年)
・集落の支援	○	○	○	○	○

第10 連絡体制



漁業集落の地区及び対象とする海域（協定の第4及び第6）

